

## 豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業実施要領

### 1 目的

本事業は、様々な困難な問題を抱える女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、居場所の確保、地域での自立・定着、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、女性の自立の推進に資することを目的とする。

### 2 支援対象者

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）（以下「困難な問題を抱える女性」という。）

### 3 事業内容

本事業においては、事業者は、以下の（1）居場所の提供及び相談支援、（2）自立支援、（3）アフターケア及び（4）関係機関連携会議への出席を必須とする。

なお、18歳未満の支援対象者で、親権者等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童相談所等に速やかに通告するものとする。

#### （1）居場所の提供及び相談支援

事業者は、困難な問題を抱える女性の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

#### ア 居場所の提供期間

居場所の提供は1日から2日程度を原則とするが、居場所の提供を受ける困難な問題を抱える女性（以下「利用者」という。）の状態やその後の支援につなげるまでの間、やむを得ない場合はこの限りではない。なお、居場所の提供期間が2週間を超える場合は、自立支援計画（様式1）を策定すること。

#### イ 居場所の提供体制

（ア）居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者との連絡が取れる体制を確保すること。ただし、18歳未満の利用者がいる場合は、夜間に支援員による相談、見守りの体制を確保すること。

（イ）利用者の中には、性暴力や虐待等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、特に個別の対応が必要な利用者がある場合には、女性支援事業や社会福祉事業に従事した経験のある者等を個別対応職員として配置した上で、きめ細かな支援を実施すること。

#### ウ 利用者負担

居場所の提供及び支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活

で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、アに定める自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿（書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成・保管することができる。）を整備しなければならない。

## エ 留意事項

（ア）居場所を提供し相談支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が18歳未満の場合は、親権者等へ連絡した上で実施することを原則とする。親権者等への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士等に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。

ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や女性相談支援センター、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。

（イ）居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、市区町村の福祉事務所につなぐこと。既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳の交付等）を利用している者を居場所で支援した場合は、福祉サービスを提供している市区町村に連絡し、必要な調整等を行うことにより、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

（ウ）居場所で、長期にわたって支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、利用者との事前の話し合い等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。

（エ）性暴力や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

### （2）自立支援

居場所の提供を行った利用者で、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき、自立に向けた以下の支援を実施する。

（ア）利用者の新たな居住地に関して、情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

（イ）利用者が自立して生活するために、就業や就学についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

（ウ）生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

（エ）性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

(オ) その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。

(3) アフターケア

(2) による支援を実施した者等に対して、地域で自立していくために、例えば

(ア) 電話相談

(イ) 家庭訪問

(ウ) 社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等

職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

(4) 関係機関連携会議への出席

事業者は、市が必要に応じて開催する行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議に参加しなければならない。

関係機関連携会議では、困難な問題を抱える女性に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを通じて、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。

4 事業者の遵守事項

(1) 活動記録の作成

事業者は、3に掲げる事業を実施する際、利用者の実施状況を確認できるよう、報告書（様式2）を作成する。

(2) 支援に関する記録の保管及び開示

自立支援計画、報告書は事業終了後5年間保管するものとし、市が求める場合は開示しなければならない。

(3) 個人情報の適切な管理

個人情報の保護に関する法律に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失等の事故の防止及び適切な管理のために必要な措置を講じること。

(4) 安全の確保

事業者は、事業の実施に当たっては、利用者が安全で安心して支援を受けることができる環境を整えなければならない。

5 本事業の実施に際して必要な事項については、別途定める。

附則

1 この要領は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

様式 1

自立支援計画

令和 年 ( 年) 月 日  
(団体名)

ふりがな		生年月日	年 月 日	相談開始日	年 月 日	関係機関	自治体・担当者	
氏名							連絡先	
相談理由		これまでの支援状況						
心身の状況	健康に関する懸念							
	服薬状況			手帳取得状況		自立支援医療	有 ・ 無	
親族等	本人との関係	氏名	年齢	住所、関わり等				

No	課題項目	課題	(本人の意向を踏まえた) 目標	目標達成期間	支援内容	支援者

No	課題項目	課題	(本人の意向を踏まえた) 目標	目標達成期間	支援内容	支援者

様式 2

豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業実施報告書 ( ) 年度)

(1) 補助団体

団体名	
代表者名	
職員数	

(2) 居場所の提供及び相談支援

ア) 宿泊を伴う利用者数

短期	人
長期 (2週間を超える場合)	人

i 年齢別利用者人数 (実人数) (人)

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	不明	計
相談人数 (短期)										
相談人数 (長期)										

ii 居場所の提供及び相談支援を行った女性の属性・課題 (人)

属性・課題 (人数)	虐待	性暴力	AV出演者	JKビジネス	就労
属性・課題 (人数)	居所なし	家出	自殺念慮	いじめ	孤独・孤立
属性・課題 (人数)	貧困	DV (デートDV)	妊娠	依存症	その他

(注) 複数あてはまる場合は、重複して計上すること。

iii 心理的ケア等の医療機関との連携

支援した利用者の人数、 具体的な取り組みを記載	
----------------------------	--

イ) 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

ウ) 18歳未満の利用者への対応状況

弁護士の活用や警察、児相との連携等 について具体的に記載	
---------------------------------	--

(3) 自立支援

ア) 同行支援の回数

回
---

イ) 支援状況

居住支援、就業支援、生活支援等、具体的な支援内容を記載	
-----------------------------	--

ウ) 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

(4) アフターケア

支援方法・支援経過を具体的に記載	
支援結果を踏まえた報告を記載	

(5) 関係機関連携会議への参加

回	
参画した関係機関連携会議の名称	